平成３０年度

第１回足立区生活保護適正実施協議会

議事録

平成３０年７月２７日

足立区役所８階特別会議室

平成３０年度第１回足立区生活保護適正実施協議会

|  |  |
| --- | --- |
| 会議名 | 平成３０年度第１回足立区生活保護適正実施協議会 |
| 開催年月日 | 平成３０年７月２７日（金） |
| 開催場所 | 足立区役所８階特別会議室 |
| 開催時間 | 午前９時３０分開会～午前１１時閉会 |
| 出欠状況 | 委員現在数　１３名  出席委員数　　８名  欠席委員数　　５名 |
| 出席者 | 工藤　信　　　市村　智　　　平石　裕　　　　山本　三喜  浅水　美紀　　今井　伸幸　　上遠野　葉子　　中村　明慶  計８名 |
| 関係者 | 区内４警察署代表  元民生・児童委員協議会会長 |
| 事務局 | 福祉部足立福祉事務所長／足立福祉事務所生活保護指導課長  足立福祉事務所内６福祉課長 |
| 会議次第 | 別紙のとおり |
| 会議に付した  議題 | １　報告  ２　意見交換 |

（会議経過）

|  |  |
| --- | --- |
| 事務局 | （開会）  本日はお忙しい中、ご出席いただきましてありがとうございます。  進行につきましては、副会長でございます工藤副区長にお願いいたします。 |
| 副会長 | 皆様、よろしくお願いいたします。それでは、一言挨拶させていただいて、進行させていただきたいと思います。本日、会長がご欠席ということで、自分が務めさせていただきます。  フジテレビで新人のケースワーカーが奮闘して生活保護者に寄り添うドラマがスタートしました。生活保護制度そのものを分かっていただくことと合わせて、ケースワーカーがどんなに大変かということも分かっていただく、非常にいい場面かなと思います。ひとり１００人近くケースワーカーが担当を持っていますけども、ひとりひとり寄り添ってやっていく必要があるのではと改めて感じるところでございます。今後もまた生活保護については、足立区は数が多いですし、一生懸命やっていかないといけない場面が多いと思いますので、みなさまご協力お願いいたします。  それでは、ただいまから協議会を開催します。本協議会は足立区生活保護適正実施協議会条例第６条に基づき、会長が招集しています。委員数が１３名、本日の出席が８名ということで、過半数を超えていますので、本日の協議会は成立していることをご報告させていただきます。それと本日、議事録作成のため録音させていただいておりますので、ご了承よろしくお願いします。  それでは、配布資料の確認と説明を事務局よりお願いします。 |
| 事務局 | それでは、本日の資料につきまして確認します。  資料１「平成３０年度足立区生活保護適正実施協議会委員等名簿」  資料２「平成２９年度足立区生活保護適正実施協議会議事録」  資料３「平成２９年度の取り組み状況報告について」  資料４「生活保護基準の見直し及び生活保護法の一部改正について」  カラーのチラシ  こちらは夏休みを利用しまして、生活保護世帯のお子さんに、ケースワーカーが面談をしてございます。その際にお子さんにお渡しするものでございまして、学習塾代支援、大学進学にあたっての準備給付金等の制度のご案内をしているものでございます。  内容につきまして、後ほどご説明を申し上げます。 |
| 副会長 | 次第の３「平成２９年度取組み状況報告について」事務局より説明をお願いします。 |
| 事務局 | 就労支援実績（橋本北部福祉課長）  資料を参照ください。  １ページ目についてです。  就労就職率の割合を示す図になります。平成２９年２，８８１名の支援者に対し１，７０６名の就労実績でした。割合は５９.２２％で昨年度より約４ポイント増加しております。就労支援した方においては着実に就労等につなげられつつあると評価しております。一方でまだ約４０％の方が就労支援を行っても就労に至っていないという状況でございますので、その状況を細かく分析し、新たな支援策等を、今後、検討していきたいと考えております。  ２ページ目についてです。  国のＫＰＩ（キーパフォーマンスインジケータ）実績になります。主要業績評価と訳されております。稼働能力のあるもののうち、就労支援事業に参加したものと、就労率の割合を示したものになります。平成２９年は就労率においては５.３％増、「その他の世帯」就労率は０.９％増となっていますが、参加率はマイナス７.５％の３６.５％となっております（国の目標値は６０％）。参加率に関しては、就労支援の必要がない者を分母に含む数値となるため、対象者が増えれば増えるほど参加率を上昇させることは難しいということになります。また、効果測定等を行うため、就労支援事業以外の支援、具体的には地区担当員による支援等は含まない数値となっております。よって、稼働能力が高く、就労意欲も高い被保護者が、就労支援事業に参加せず、地区担当員の助言の下に自らの求職活動によって就職した方の実績はカウントされないということになっております。  以上の２点を踏まえたうえで、現状に合わせて、参加率の向上に努めていきたいと考えております。なお、「その他の世帯」の就労率については、足立区の基本計画の指標にも設定しておりますので、関係機関、特にハローワークとの一層の連携を図り、さらなる増加に組んでまいりたいと考えております。  ３ページ目についてです。  学習環境整備支援事業とは、学習塾代または大学等受験料を支給する事業になります。本事業は就職につながる学力を身につけられるだけでなく、子どもの貧困対策の一環にもなると考えております。配布したチラシをご覧ください。既に小・中学校は夏休みとなっております。この夏休みの期間を利用して、ケースワーカーが、直接、保護世帯の子どもと会って、チラシの説明を行っております。この期間において、事業の実績を上げていきたいと考えております。  就労支援に関する説明は以上です。  不正受給対策（小山中部第一福祉課長）  資料を参照ください。  ４ページ目についてです。  民生委員訪問依頼実績は、民生委員の方々に、日々の民生委員活動にプラスして、生活保護受給世帯の家庭訪問を依頼させていただき、世帯把握を強化する取組みとなります。民生委員の方々が保有する情報の情報交換は、民生委員協議会として年に２回、定期的に行っております。昨年度については、前年比２２８世帯増の２，４０２世帯を依頼させていただきました。民生委員の方々の家庭訪問で得た情報を活用させていただき、一層の支援を図ってまいりたいと考えております。  ５ページ目についてです。  課税データ突合調査実績のグラフについては、棒グラフが実際に生活保護法７８条の適用件数、いわゆる不正受給の対象となった件数になります。折れ線グラフがその合計金額になります。いずれも一昨年度から減少しております。実名、匿名を問わず、不正受給に関する情報提供がありましたら、福祉事務所の生活保護指導課に２名配置している警察ＯＢの不正受給等指導管理専門員と相談しながら対応していきたいと考えております。  ６ページ目についてです。  告訴等検討会実績になります。  全ての法第７８条の適用については、各福祉課での診断会議において決定されております。あわせて、その悪質性等に鑑みて基準に基づき、告訴するかどうかの検討も行っております。グラフは各年度の左から、告訴等検討会において検討された件数、告訴相当と決定された件数、実際に警察に受理された件数となっております。  ７ページ目についてです。  実際の告訴決定事案として事例をご紹介させていただきます。  まず、左の１の事例でございますが、単身の６０歳代の男性で、法第７８条返還額は合計で７０７万８，４９３円であります。こちらは告訴相当という悪質性の高い事案となっておりますので、法第７８条２の４０％加算を適用後の金額となっております。実際に発覚したのは平成２８年度の課税データ突合調査でしたが、再三の聴取や金融機関調査により、事実を認めさせるまでに期間を要した事案になります。次に右の２の事案になりますが、こちらは会社が給与報告をしていなかったことから、課税データ突合調査でも発見するに至らなかった事案になります。  不正受給対策についての説明は以上です。  医療扶助適正化（江連中部第二福祉課長）  資料を参照ください。  ８ページ目についてです。  ジェネリック医薬品の使用実績を示すグラフになります。グラフにおいては、国民健康保険加入者と生活保護受給者を比較したものになります。足立区の国民健康保険加入者の後発医薬品の使用率は、平成２５年度から２８年度までの４年連続で２３区１位と高い状況にあります。生活保護受給者の利用率は、国のＫＰＩには届きませんでしたが、それよりも高い状況にありますので、引続き推進を図ってまいりたいと思います。医師等が医学的知見等に基づいて後発医薬品による給付が原則となる、生活保護法の改正が１０月にございますので、これにより一定の増加が見込まれると考えております。後発医薬品を調剤しなかった理由は５３％程、患者の意向の割合が高い状況がございます。しっかりと個別の状況を把握し、保護者の理解を得られるよう努めてまいります。  ９ページ目についてです。  ジェネリック医薬品の削減効果の推計値となります。平成２９年度は約６億５，０００万円の削減があったと推計しております。医療扶助は平成２９年度で生活保護費の約４５.５％を占めております。今後、高齢化に伴い、高齢者の生活保護受給者の増加も見込まれる中で、できる限りの適正化を行わなければならないと考えておりますので、法改正を受けて、適正化事業等を検討してまいります。  以上で医療扶助適正化についての説明を終わらせていただきます。  これにて平成２９年度の取り組み状況報告についての説明を終わらせていただきます。 |
| 副会長 | 事務局の説明における質疑、意見交換を行いたいと思います。  各部会の部会長の委員から一言いただきたいと思います。就労支援について、いかがでしょうか。 |
| 委員 | 就労支援について、足立区からの就労支援対象者数や就労支援要請数が低くなっている。高齢や障がいなど就労するにあたって対象者の課題は多いが、引続き協力しながらやっていきたい。 |
| 事務局 | 就労支援数は伸び悩んでいる。一方で６５歳以上でも働いてみたいという方や、障がいがあっても軽作業ならできるという方もいるため、細かく見極めてハローワークへつないでいきたいと考えております。引続きよろしくお願いいたします。 |
| 副会長 | 不正受給対策について、いかがでしょうか。 |
| 委員 | 以前に比べて、不正受給は減っているのではないかということを感じている。春と秋に情報交換会をケースワーカーと行って、一緒に見守りにいったり話を聞いたりしている。支払いのところで、しっかりと調査することが一番大事なことだと思っている。民生委員としては地域の方々から話を聞き、アンテナを高くしてケースワーカーと連携をとっていきたいと考えている。 |
| 事務局 | 夜に不正就労をしているということもある。高齢や診断書によって稼働能力がないと言われていても不正に就労していることもある。ケースワーカーもアンテナを高くして調査していくことが必要。収入情報については、マイナンバー制度の活用によって不正受給は減っていくのではないかと考えております。 |
| 副会長 | 他にご意見等いかがでしょうか。 |
| アドバイザー | 警察側としては不正受給や告訴といったマイナス面の印象があります。告訴の関係では、資料に不備があり、時効まで時間がないなかでの対処は難しいため、告訴を検討する場合は、早めに相談に来ていただけるとありがたいです。また、不在や連絡がつかず、ケースワーカーがしばらく会うことができていない生活保護受給者が自宅で変死した場合、発見が遅れると遺体が腐食してしまい、その後の対応のこともあるので、ケースワーカーにはこまめなケアをお願いしたいと思っております。その後の対応のところで、個人情報が必要になることもあるので、その時は柔軟な対応、ご協力をお願いします。 |
| 事務局 | 収入申告書を相手方が出してこないという場合はあるが、書類が取れないのであれば補えるような対応を図り、それによる資料の不備で告訴できないといったことは無くしていきたいと考えております。ケースワーカーが約１００世帯、こまめに自宅を回っていくことには限界があるため、他の手段や手法を組み合わせて対応していきたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。 |
| 副会長 | 次に次第の４「生活保護基準の見直し及び生活保護法の一部改正について」事務局より説明をお願いします。 |
| 事務局 | 生活保護基準の見直し及び生活保護法の一部改正について（高野西部福祉課長）  資料を参照ください。  生活保護基準の見直しでございますが、一般低所得世帯の消費実態を具体的には年齢、世帯人員、居住地域別に分析し、その均衡を図るため、生活扶助基準の見直しが行われます。足立区の７月１日の状況で推計すると、約１５.６％にあたる２，８９８世帯の保護費が増加し、約７７.０％の１４，３２０世帯の保護費が減少する見込みとなっております。変更しない世帯は、約７.５％の１，３８７世帯となる見込みとなっております。個々の世帯状況においては、表のとおりとなっておりますのでご確認ください。  ２ページ目についてです。  平成３０年３月に行われた国の生活保護関係全国係長会議資料の一部となりますが、こちらを使用して加算に関する説明をさせていただきます。  ３ページ目についてです。  生活保護法の一部改正については、生活困窮者等の自立を促進するための生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律として一括法案のかたちで本年６月８日に公布され一部施行されております。主な内容としましては、まず、大学等進学時の一時金の創設になります。高等学校３年生等が、大学等に進学する場合の新生活の立ち上げ費用として自宅通学で１０万円、自宅外通学で３０万円を支給するものとなります。こちらにつきましては、公布日から施行しており、特例により平成３０年３月卒業生も対象となっております。実際には、生活保護法施行細則の改正やシステム改修を伴いますので、足立福祉事務所においてはまだ支給しておりませんが、その対象は把握しており、施行細則の改正やシステム改修が済み次第、速やかに支給してまいります。  生活保護世帯の子どもの大学等への進学率は全世帯の子どもよりも著しく低いことを踏まえ、貧困の連鎖を断ち切り、生活保護世帯の子どもの自立を助長するための支援策となっておりますので、遺漏なく対象者に支給してまいります。  ４ページ目についてです。  医療扶助における後発医薬品の使用原則化になります。  この法改正により劇的に使用率が増加することは考えにくい状況ではございますが、１つの説明材料としては効果を発揮すると思われますので、しっかりと周知を図ってまいります。こちらは平成３０年１０月施行となっております。続いて生活習慣病の予防等の取組みの強化になります。生活保護受給者は、医療保険の加入者等と比較して生活習慣病の割合が高いが、健康診断のデータ等が集約されておらず、生活習慣病の予防・重篤化予防の取組みが十分には実施できていないとの評価から改正となるものです。例えば、糖尿病等が重篤化してしまうと高額の医療費がかかってしまうと言われています。データを基に、糖尿病予備群と言われる方に対して、生活習慣や食生活の改善を助言・指導し、重篤化を予防するということも考えられます。これにより、保護者の健康が維持されるとともに、医療費の抑制が図られという取組みになります。ただし、就労のように、控除のような目に見える金銭的なインセンティブが対象者になく、保護費も、将来、増えるであろう医療費が抑制できたという期待値でしか保護費の削減額が計れないため、事業評価が難しい取組みであると考えています。こちらも、平成３０年１０月施行となっております。  ５ページ目についてです。  資力がある場合の返還金の保護費との調整、法第６３条の返還についても、法第７８条と同様に、費用の徴収ができるようになるという改正になります。  法第６３条は、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず保護を受けた場合、保護をしたのち、後からその保護費を返還してもらうものになり、法第７８条の不正受給とはことなるものになります。不正受給については、既に、保護費との調整、つまり、同意に基づく保護費からの天引きが可能となっておりましたが、法第６３条においては、本人の同意があっても、保護費からの天引きはできませんでした。これまでは、福祉事務所や金融機関に納付してもらったり、月末まで返還額相当の保護費を使わないでいていただいて口座振替したりして納付していただいておりましたので、お互いにとって効率的かつ確実な納付が行われることが期待できます。こちらも、平成３０年１０月施行となっております。  ６ページ目についてです。  単独での居住が困難な方への日常生活支援になります。  保護者は、原則、居宅において保護しておりますが、保護者の状況、例えば、住所不定、つまりホームレス期間が長い方等、いきなりアパート等での社会生活が営めるかどうかアセスメントが必要な方がいらっしゃいます。そうした方には、一時的に無料低額宿泊所に宿泊していただき、一定期間、集団生活の中ではありますが、社会生活の見極めを行う場合があります。なお、無料低額宿泊所とは、社会福祉法で定められた生計困難者のために、無料又は低額な料金で簡易住宅を貸し付け、又は宿泊所その他施設を利用させる事業に基づき、設置される施設になります。その無料低額宿泊所を利用する場合、あくまでもアセスメントを行う一時的な宿泊所であるにもかかわらず、食事や生活支援等が整っている無料低額宿泊所においては、保護者が将来にわたる長期利用を望む声が少なくありません。そこで、無料低額宿泊所であって、単独での居住が困難な利用者への日常生活上の支援の実施を、良質なサービス基準を満たす場合に限り、そのサービス等を無料低額宿泊所に委託し、保護者をそこで保護することが可能となるものになります。これにより、しっかりした支援を行う無料低額宿泊所は、いわゆる貧困ビジネスとの差別化を図ることができるようになります。こちらは、無料低額宿泊所の管轄である東京都の対応となりますので、東京都との情報共有を行い、必要な方に対して適切な活用をしていきたいと考えております。こちらは、平成３２年４月施行となっております。  ７ページ目についてです。  こちらは生活保護法ではなく、関連する社会福祉法の一部改正になります。  先ほどの説明とは逆の、無料低額宿泊所の規制強化、いわゆる貧困ビジネス規制になります。ポイントは３つになります。１つ目は、事後の届出制から事前届出制となります。２つ目は、ガイドラインで定めている設備や運営に関する基準について、法定の最低基準を創設するものです。３つ目はその基準を満たさない事業所に対する改善命令ができるようになるというものです。こちらも東京都の対応となりますので、東京都との情報共有を行ってまいります。こちらも、平成３２年４月施行となっております。  生活保護基準の見直し及び生活保護法の一部改正、いずれにおいても、被保護者に大きな影響を与えることとなりますので、できる限り被保護者に情報提供を行い、丁寧な説明を行っていきたいと考えております。  以上で、生活保護基準の見直し及び生活保護法の一部改正についての説明を終わらせていただきます。 |
| 副会長 | 資料１ページ目、２番の２行目、多人数世帯や単身高齢世帯等への減額影響が大きくならないようとありますが、こういった世帯の減額が想定されるということでしょうか。 |
| 事務局 | 多人数世帯は母子加算や児童養育加算が三年かけて減額になりますので、生活保護の基準額の減額と合わせて減額になる世帯は多いだろうと想定されます。高齢者の世帯については加算はありませんが、生活扶助の基準額が減額になるので、ほとんどの方が結果的には減額になるだろうということで影響が大きいと考えます。 |
| 副会長 | もう１点、現行基準から５％以内にとどめるとありますが、３段階のそれぞれの段階で５％なのか最初からの５％なのか。 |
| 事務局 | 最終的に、トータルで５％です。 |
| 副会長 | 他にご意見等いかがでしょうか。 |
| アドバイザー | 無料低額宿泊所というのが、イメージがつかない。私たち警察が扱っている、生活保護費を一括で徴収して多人数で住まわせているようなたこ部屋みたいな、そういったものとは違うのでしょうか。 |
| 事務局 | 法律に基づいて届け出がされているものになります。中には無届で行っている、いわゆる貧困ビジネスもありますが、区内では無届のものは把握しておりません。さいたま市でそういったものがあり、埼玉の条例で新規入居を規制し、廃止されましたが、それを運営している宗教団体が区内にあるため、さいたま市からの情報提供をいただきながら対応しています。また、シェアハウスを無料低額宿泊所に使いたいという相談もありますが、その問い合わせに関しては、需要はないということと難しいとお答えしています。 |
| 副会長 | 集合住宅条例を、今、改正しており、シェアハウスの部屋の広さは大きくするように足立区では条例を改正しています。ハード面からも作れないようにという規制も併せて行っています。 |
| 事務局 | 皆さま、本日は長時間のご審議、お疲れさまでございました。これにて、平成３０年度第１回足立区生活保護適正実施協議会を終了させていただきます。本日は、ありがとうございました。 |